

65歳になる障害者の障害福祉サービスの更新

(2024年愛知自治体キャラバンまとめ)

①南知多町と東栄町が厚労省通達を読んでいないことは問題。豊川市や知立市など「打ち切り」を前提とした説明対応は改善が必要。
 ②介護認定申請をしない場合に岡崎市はサービスを打ち切ると回答、重複サービスの打ち切りは知立市・弥富市・東郷町・飛鳥村・幸田町の5市町村。その他の回答は16市町だが、いずれも介護保険サービス利用を前提とし、重複しないサービスにとどまっている。

市町村名	①厚労省通達の確認	②要介護認定を行わず、障害福祉サービスの更新をした場合		③要介護認定の申請をしない場合の障害福祉サービスの継続利用について				
		受理	コメント	介護保険相当の障害福祉サービスは打ち切る	障害福祉サービスはすべて失効する	申請をしないことで打ち切らない	その他	コメント
合計	52	25		5	1	34	16	
1 名古屋	○	○					○	要介護認定の申請をしない場合の障害福祉サービスの支給決定については、支給決定期間を2カ月とし、更新の際に要介護認定の申請を促す。
2 豊橋市	○	△	障害福祉サービスの更新案内時に、65歳になる方は介護認定の申請を行うよう案内しているため、申請を行わない理由を確認し申請の受理について決定。				○	申請を行わない理由を確認したうえで、介護保険サービスのみで必要なサービスを確保できない場合に限り、障害福祉サービスを支給する。
3 岡崎市	○	△	同行援護、就労系サービスは、介護認定の申請の有無を問わず受理するが、介護給付のサービスについては介護認定非該当をもって申請を受理する。施設入所者、GH入居者については、65歳到達（40歳到達）における介護保険制度への移行は問わず受理する。		○			特段の事情もなく要介護認定の申請をしない場合は、支給期間が切れることになる。やむを得ず介護認定の申請が遅れている場合は、介護認定が出るまで障がい福祉サービスを延長する。
4 一宮市	○	△	障害福祉固有のサービスは受理。				○	障害福祉サービス固有のサービスは継続利用可能。
5 瀬戸市	○	△	個別の事案に応じて対応。				○	個別の事案に応じて対応しています。
6 半田市	○	△	個々の障がいの状況とサービス計画に応じて、必要な支援が介護保険制度にある場合は介護保険優先であることを説明し、切り替えを促す。				○	個々の障がいの状況とサービス計画に応じて、必要な支援が介護保険制度にある場合は介護保険優先であることを説明し、切り替えを促す。
7 春日井市	○	△	原則として要介護認定の申請を先に行うこと。その上で障害福祉サービスを希望される場合、希望内容の相談に応じる。			○		
8 豊川市	○	△	介護保険の利用で障害福祉サービスが不要又は時間数減少する場合は、要介護認定の申請を行うように注意（又は相当の理由があるか聞く）、認定が下りるまでは更新利用を認める。なお介護保険の利用に伴う時間数の見直しが必要な場合は速やかに手続きを依頼。				○	介護保険に相当する障害福祉サービスの場合は要介護認定の申請を促し、認定が下りるまでは継続利用を認める。介護保険にないサービスの場合は継続利用を認める。
9 津島市	○	△	申請するサービスによる。				○	申請するサービスによる。
10 碧南市	○	△	内容を精査したうえで対応する。				○	内容を精査したうえで対応する。
11 刈谷市	○	△	「介護給付費等に係る支給決定事務等について」とおり、介護保険被保険者から支給申請があった場合、相当する介護保険サービスを受けることが可能か否か確認する必要があるため、基本的には申請を促している。しかし、利用者の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様なため、個別のケースに応じて、要介護認定の申請を行わず更新申請を受理する場合もある。			○		「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」に記載のあるとおり、介護保険の被保険者から支給申請があった場合、相当する介護保険サービスを受けることが可能か否か確認する必要があるため、基本的には要介護認定の申請を促している。しかし、利用者の心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であるため、個別のケースに応じて、要介護認定の申請を行わずに更新申請を受理する場合もある。
12 豊田市	○	○	上記の場合、受理はしますが、介護認定の申請を行うことを条件とします。			○		利用者の現在の生活を支えるサービスのため打ち切ることができないが、本人・家族及び関係者に介護移行する旨の説明、必要に応じて関係機関に繋ぐ。
13 安城市	○	○				○		相談支援専門員と協力をして、介護保険に相当する障害福祉サービスを利用している人には要介護認定を受けてもらうようお願いをしている。
14 西尾市	○	△	介護保険同様のものがある障害福祉サービスを利用している場合は、介護保険で適当なサービスがあるため、介護保険の申請を促している。				○	介護保険同様のものがある障害福祉サービスを利用している場合は、介護保険の認定を受け、介護保険で適当なサービスを受けられない場合は引き続き障害福祉サービスの利用更新の申請を行っている。
15 蒲郡市	○	○	利用者の状態を相談員に確認し、介護保険利用を検討してもらう。その上で、現状介護保険料が適当とまらない場合は、障害福祉サービスの利用を認める。			○		支援者間のケース会議実施の上、判断する。また、本人の状態や家庭環境に変化があった場合は、早急に介護認定を受けるよう伝えている。
16 犬山市	○	△	自立支援給付と介護保険制度の適用関係について説明を行ったうえで、本人の希望する申請を受理します。			○		
17 常滑市	○	△	介護保険の対象になる方には、障害福祉サービスの更新申請をする際に、要介護認定の申請をしていただくようご案内している。				○	要介護認定の申請はしていただき、結果が出るまでは障害福祉サービスを利用していただき、要介護認定が下りたら介護保険サービスへ移行。もし、要介護認定が非該当となった場合は、引き続き障害福祉サービスを利用していたでいる。
18 江南市	○	○				○		
19 小牧市	○	△	介護保険の利用申請をしないことを理由に不受理とすることはできないが、法の趣旨や負担軽減制度等を説明したうえで、介護保険を利用していただくよう働きかける。				○	介護保険の利用申請をしないことを理由に障害福祉サービスを打ち切ることではないが、法の趣旨や負担軽減制度等を説明したうえで、介護保険を利用していただくよう働きかけている。
20 稲沢市	○	△	本人の障害特性に応じて、個別判断			○		65歳到達にむけて、事前に相談員を通じて制度の案内は行っています。
21 新城市	○	○				○		
22 東海市	○	○				○		
23 大府市	○	○				○		
24 知多市	○	△	障害者の日常生活を維持するために申請の受理は行うが、介護認定の申請を行わない理由の確認を行い、やむを得ない理由がない限り、介護申請を推奨			○		

市町村名	①厚労省 通達の 確認	②要介護認定を行わず、障害福祉 サービスの更新をした場合		③要介護認定の申請をしない場合の障害福祉サービスの継続利用について				
		受 理	コ メ ン ト	介護保険相 当の障害福 祉サービス は打ち切る	障害福祉 サービスは すべて失効 する	申請をしな いことで打 ち切ること はない	そ の 他	コ メ ン ト
25 知立市	○	○	支援内容が重複する場合は介護保険が優先となるため、介護保険に相当するサービスは打ち切ることを説明の上、受理する。	○				
26 尾張旭市	○	○				○		
27 高浜市	○	△	個別のケースごとに、具体的に必要な支援・希望するサービス内容から、介護保険サービスの支給量、内容が十分であるか等を総合的に判断し、障害福祉サービスの申請可否を判断している。			○		
28 岩倉市	○	○				○		
29 豊明市	○	△	65歳到達前に相談支援員と連携し、介護保険制度への移行について説明を行っている。				○	65歳の段階で障害特性を考慮し、介護保険で適切な支援を受けることが可能か否か、障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容を把握した上で、判断。
30 日進市	○	△	障害にしかないサービス、障害独自のサービス（同行援護等）については更新申請を受理している。			○		
31 田原市	○	○				○		
32 愛西市	○	○				○		
33 清須市	○	○				○		
34 北名古屋	○	○				○		
35 弥富市	○	△	個々の障害者の状況から判断し、必要と認められる場合には受理する。	○				
36 みよし市	○	○				○		
37 あま市	○	△	指針に基づき、原則「介護保険利用を優先」とするため、介護保険と重複するサービスを利用するには要介護認定の申請をさせていただく。そのうえで、介護保険だけでは支援が難しい場合に障害福祉サービスの申請を受理。なお、介護保険制度にない障害福祉サービスのみ利用の方の更新申請は受理している。				○	国の指針に基づき、原則「介護保険利用を優先」とするため、介護保険と重複するサービスを利用されている方には要介護認定の申請をさせていただく。そのうえで、介護保険だけでは支援が難しい場合はケアプランを確認のうえ、障害福祉サービスの継続利用を認める。なお、介護保険制度にない障害福祉サービスのみ利用の方については、要介護認定の申請をされていない場合でも障害福祉サービスを打ち切ることはない。
38 長久手市	○	×				○		
39 東郷町	○	△	65歳になる半年前から介護保険制度への移行について説明し理解を促す体制をとっている。要介護認定結果をもとに障害福祉サービス利用の継続可否を判断しており、申請自体は受理する。	○				
40 豊山町	○	○				○		
41 大口町	○	○				○	○	65歳の誕生日から2カ月程度までの間決定を延長し、優先となる介護保険制度への移行を依頼している。
42 扶桑町	○	×	65歳の誕生日から2カ月程度までの間決定を延長し、優先となる介護保険制度への移行を依頼している。			○		
43 大治町	○	△	受理はするが、介護保険の結果が出るまでは支給決定を留保。結果が出るまで時間がかかるケース等によっては暫定的に数カ月の支給決定（延長）をする。				○	一律で誕生日の前々日にサービスを打ち切らないが、介護保険に相当する障害福祉サービスは期限を誕生日の前々日までに設定しているため、更新申請が必要。その際に介護保険の申請がない場合は対応。
44 蟹江町	○	×				○		
45 飛鳥村	○	○		○				介護保険が利用できるところはサービスを変更するが、介護保険サービスにないサービスについては障害サービスで継続利用可能。
46 阿久比町	○	○					○	
47 東浦町	○	○					○	
48 南知多町	×	○					○	
49 美浜町	○	△	申請を行わない理由を十分に聴き取り、申請について理解を得られるように働きかける。			○		
50 武豊町	○	△	毎年秋に来年度65歳に到達する障害福祉サービス利用者について、介護保険への移行に関する検討の場を設け、協議を経た上で必要に応じたサービスの支給決定。			○		
51 幸田町	○	△	介護保険制度では対応できないサービスについては、申請受理している。	○			○	
52 設楽町	○	○					○	
53 東栄町	×	○					○	
54 豊根村	○	○					○	